

群労発基 0808 第 2 号
令和 6 年 8 月 8 日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡 殿

群馬労働局長
上野 康博



群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の
改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

群労発基 0808 第 3 号
令和 6 年 8 月 8 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 谷 口 聡 殿

群 馬 労 働 局 長
上 野 康 博



群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用
機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、
事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の
改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県ポンプ・
圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、
その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業
最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、貴会の
調査審議をお願いする。

群労発基 0808 第 4 号
令和 6 年 8 月 8 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 谷 口 聡 殿

群 馬 労 働 局 長
上 野 康 博



群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



群勞発基 0808 第 5 号
令和 6 年 8 月 8 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 谷口 聡 殿

群 馬 労 働 局 長
上野 康博



群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定
について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。